

産業廃棄物種類別処理処分料金表

(令和2年4月1日～)

(単位：円/トン)

区分	産業廃棄物の種類	処理処分料金 (税抜価格)	
埋立	金属くず	9,500	
	鋳さい	9,500	
	産業廃棄物を処分するために処理したもの (13号廃棄物)	処理前の料金	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	保温くず	20,000
		石膏ボード	21,000
		石綿含有産業廃棄物	23,500
	がれき類	保温くず	20,000
		石綿含有産業廃棄物	23,500
	燃え殻	11,500	
	ばいじん	13,500	
	汚泥	13,500	
	廃油 (タールピッチ類)	20,000	
	ゴムくず	20,000	
	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物	23,500
		特別管理産業廃棄物 (廃石綿等)	76,500
	自動車等破砕物	23,500	
	焼却	汚泥	15,000
廃プラスチック類		22,000	
紙くず		22,000	
木くず		22,000	
繊維くず		22,000	
ゴムくず		22,000	

- (備考1) 別途、消費税及び埋立処分については産業廃棄物処理税 (1,000円/トン) が必要です。
 (備考2) 混合廃棄物の処理処分料金は、含まれる産業廃棄物の種類の中で最も高い金額とします。
 (備考3) 廃棄物の性状等により特に必要と認められたときは、別途、所要額を加算します。